

令和5年分確定申告についてのお知らせ

確定申告は **スマホ**
からがとても便利です！



【国税庁ホームページ】



「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」

スマホ申告相談会を開催します！

「スマホ申告をされる方」を対象とした「スマホ申告相談会」を実施します。スマホ申告をされたことがない方や、操作方法がわからない方も、茂原税務署職員がお手伝いします。

スマホで申告いただければ、来年以降はご自宅等から、好きな時間に確定申告書を作成し、送信（提出）することができますので、この機会に是非ご利用ください。

開設日	会場	所在地	時間
2月2日(金)	長柄町役場	長柄町桜谷712	【事前予約制】 茂原税務署個人課税第1部門へ お問い合わせください。 ☎0475-22-2166（代表） 【相談（1組45分程度）】 9:00～17:15

- 申告される方「ご本人」がご来場ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード（パスワード含む）等をご持参ください。
- 医療費控除を受ける場合は、事前に「医療費の明細書」を作成してご持参ください。
- 青色申告決算書または収支内訳書は、事前に作成をお願いします。
- 土地・建物の譲渡がある方、株式譲渡所得がある方は、茂原税務署の申告書作成会場をご利用ください。

申告書作成会場の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。	茂原税務署	茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎	【受付】 8:30～16:00 【相談】 9:00～17:00

- 申告書等の提出のみの場合は、茂原税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

郵送での提出先は東京国税局業務センター千葉西分室です

郵送で提出

〒262-8507 千葉市花見川区武石町 1-520
東京国税局業務センター千葉西分室（茂原税務署）へ郵送

【問い合わせ先】 〒297-8501 茂原市高師台 1-5-1 茂原地方合同庁舎 TEL0475-22-2166（代表）
※自動音声

税理士による無料申告相談 ～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間
2月1日(木)	茂原税務署	茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎	【受付】 8:30～15:00
2月2日(金)			【相談】 9:00～16:00
2月6日(火)	いすみ市役所大原庁舎	いすみ市大原7400-1	【受付】 15:00 まで
2月7日(水)	勝浦市役所	勝浦市新官1343-1	
2月8日(木)	いすみ市岬公民館	いすみ市岬町長者22	【相談】 9:30～16:00
2月9日(金)	大多喜町役場 中庁舎保健センター	大多喜町大多喜93	

注 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

- 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等をご持参ください。
- 医療費控除を受ける場合は、事前に「医療費の明細書」を作成してご持参ください。
- 令和5年9月の台風13号接近による豪雨で、住宅等に被害を受けられた方は、茂原税務署にお問い合わせください。

長柄町にお住まいの方の所得税・住民税申告相談について

下記の日程のとおり所得税、住民税申告の相談を受け付けます。

受付期間	場所	時間
令和6年2月16日(金) ～3月15日(金) ※土、日及び祝日を除きます。	役場1階 申告相談会場	【受付】 9:00～11:00 13:30～16:00

確定申告の必要が無い方でも住民税の申告が必要になります。収入がない場合でも、収入がない旨の申告が必要になります。

※国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の保険料等は加入者の所得をもとに計算しているため、申告がないと正確な金額の算出ができなくなりますので、必ず申告をしてください。

※会社や学校等に提出する所得証明書、課税証明書等の各種証明書は前年中の所得情報がないと発行できないため、必ず申告をしてください。

※国や地方公共団体等が支給する給付金、補助金等を受給する際には所得証明書等の提出を求められる場合があります。

長柄町での申告相談についてくわしくは 広報ながら1月号 P. 7 をご確認ください。